

令和3年8月17日

岐阜県災害時応援協定
ご担当者様

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく営業時間の短縮要請について

平素から本県の感染症対策の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、全国的に危機的な感染拡大状況にある中、本県においても、新規感染者数が連日100人を超えるなど、感染拡大に歯止めがかからない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、令和3年8月17日から8月31日の期間、別紙のとおり飲食店等及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項に規定する施設に対し、営業時間の短縮への協力を依頼します。

つきましては、所属事業者の皆様等への周知及び適切な措置の実施について、ご協力賜りますようお願いいたします。

※ 詳細につきましては、岐阜県公式ホームページにて案内します。

【県公式HP】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/>

<添付資料>

- ・飲食店への営業時間の短縮要請について
- ・大規模施設への営業時間の短縮の働きかけについて

飲食店への営業時間の短縮要請について

1 対象区域

15市町

(岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、大垣市、美濃加茂市、可児市、御嵩町、多治見市、中津川市)

2 要請内容

営業時間の短縮要請【特措法第24条第9項に基づく】

営業時間：5時から20時まで(酒類提供は11時から19時まで)

3 要請期間

令和3年8月17日(火)～8月31日(火)【15日間】

※8月19日(木)までに応じれば協力金を支給

4 対象業種

飲食店：飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配、テイクアウトサービスを除く。結婚式場は飲食店と同様の扱い。)

遊興施設等：バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗(ネットカフェ、マンガ喫茶を除く。)

5 協力金

全期間要請に応じた場合のみ協力金を支給。

※18日(水)及び19日(木)からの開始についても認める。

その場合の支給額は14日分ないし13日分とする。

・1日1店舗あたり

中小企業：2.5万円～7.5万円

大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4

(上限20万円又は1日の売上高×0.3のいずれか低い額。)

中小企業も選択可)

・負担割合 国(8)：県(1.5)：市町村(0.5)

大規模施設への営業時間の短縮の働きかけについて

1 対象区域

1 5 市町

(岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、大垣市、美濃加茂市、可児市、御嵩町、多治見市、中津川市)

2 働きかけの内容

特措法施行令第11条第1項に規定する施設のうち、**建築物の合計面積が千平方メートルを超える大規模な集客施設等**(ショッピングセンター、百貨店等)に対して、20時までの営業時間の短縮の協力を依頼(映画館等、イベント関連施設等は21時までの時短の協力依頼)。

3 働きかけの期間

令和3年8月17日(火)～8月31日(火)【15日間】

4 対象施設

施設の種類	施設例	働きかけの内容
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	・1,000㎡を超える施設について、20時までの営業時間短縮(映画館含むイベント関連施設等は21時まで) ・施設内外に混雑が生じることがないように入場整理の徹底 ・入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて周知
集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等	
ホテル等 (集会の用に供する部分に限る)	ホテル、旅館	
運動施設及び遊技場	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、テニスコート、バッティング練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ、テーマパーク、遊園地等	
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園等	
遊技場	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	・1,000㎡を超える施設について、20時までの営業時間短縮 ・施設内外に混雑が生じることがないように入場整理の徹底 ・入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて周知
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場等	
物品販売業を営む店舗 (生活必需物資を除く)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店等	
サービス業を営む店舗 (生活必需サービスを除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業等	